

保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会 規約（案）

（名称）

第 1 条 本会は、「保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会」（以下「検討部会」という）と称す。

（目的）

第 2 条 検討部会は、関川流域委員会規約第 5 条第 3 項に基づき、保倉川放水路の治水対策、防災まちづくりの検討にあたり意見を述べる専門部会とし、流域関係住民、河川管理者、関係機関全体の合意形成を図る役割を担うものとする。

2 検討部会は、放水路の最終的な形状や防災まちづくりへの流域関係住民の懸念等への対応策について、科学的・技術的・社会経済的な妥当性や、対応策が流域関係住民の懸念等に應えるものかどうかの観点で確認等を行うものとする。

（組織等）

第 3 条 委員は、別表に掲げる委員で組織し、国土交通省北陸地方整備局長が委嘱する。

2 検討部会が必要と認めるとき、委員以外の者に、参考人として会議への出席を求めることができる。

（部会長）

第 4 条 検討部会には、部会長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 部会長は、検討部会を代表し、会務を統括する。

3 部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する副部会長がその職務を代行する。

（会議）

第 5 条 会議は、部会長が必要とするとき、これを招集する。

2 部会長は、会議の議長となり、議事を運営する。

3 会議は、委員の半数以上の出席をもって行う。

（情報公開）

第 6 条 検討部会の会議、部会資料、議事内容の公開については、検討部会で定める。

2 検討部会の事務局は、公開する情報について関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

（事務局）

第 7 条 検討部会の事務局は、国土交通省北陸地方整備局高田河川国道事務所に置く。

（規約の改正）

第 8 条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行うものとする。

(雑則)

第 9 条 本規約に定めるもののほか、検討部会の運営に関し必要な事項は、部会長が検討部会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規約は、令和 年 月 日から施行する。

別表

保倉川放水路治水対策・防災まちづくり検討部会 委員名簿

氏 名	所 属	備 考
小池 俊雄	土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター センター長	河川工学
小澤 広直	長岡工業高等専門学校 環境都市工学科 助教	景観デザイン
佐藤 翔輔	東北大学 災害科学国際研究所 准教授	防災まちづくり (津波、ソフト対応)
細山田 得三	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 教授	河川海岸工学
松川 寿也	長岡技術科学大学 環境社会基盤系 准教授	防災まちづくり (都市計画)
松田 曜子	京都大学 防災研究所 巨大災害研究センター 准教授	防災まちづくり (水害、ソフト対応)
八木 智学	上越市 副市長	行政
安田 浩保	新潟大学 災害・復興科学研究所 准教授	河川工学
山縣 耕太郎	上越教育大学 大学院 学校教育研究科 教授	環境・防災

※五十音順、敬称略